平成２７年（フ）第５１０号
京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地
１　大阪屋京都１号館
破産者　株式会社リッチアンドテクノロジー
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
兵庫県小野市万勝寺町字中山974番地18
破産者　ミナトサービス株式会社
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１８８号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544　播磨社会復帰促進センター、住民票上の住所岡山県倉敷市茶屋町556番地６
破産者　佐藤　修司
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
愛媛県松山市道後北代３番３号　アルファステイツ道後203号
破産者　株式会社プラス
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４１号
長崎県西海市大島町857番地１　内浦団地Ｅ棟103号
破産者　川添　建二
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
仙台市太白区袋原４丁目９番36号
破産者　八嶋るみ子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６４２号
青森県八戸市一番町１丁目６番地５　清川アパート１号室、従前の住所宮城県名取市増田６丁目６番26号
破産者　澤田　　稔
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９７１号
埼玉県蓮田市椿山２丁目13番12号
破産者　山本　　優（旧姓青木）
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１９号
さいたま市西区宮前町550番地６
破産者　清水　將之
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２０号
さいたま市西区宮前町550番地６
破産者　清水　良江
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
山梨県甲府市蓬沢１丁目16番40号　ビルコントロール山梨㈱内
破産者　三神　　茂
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４４号
大阪府泉佐野市湊３丁目８番６号
破産者　谷口　　誠
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５００号
大阪府和泉市万町391番地の１―116号
破産者　川﨑　　勤
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５０６号
札幌市西区山の手２条４丁目３番３号　エナージ山の手303号
破産者　矢本　広子（旧姓北村）
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３４号
札幌市中央区南７条西18丁目３番５―204号
破産者　渡邊　　剛
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６７号
札幌市中央区南16条西８丁目２番20―301号
破産者　前田　育子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６８号
札幌市中央区南16条西８丁目２番20―301号
破産者　前田くみ子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２号
盛岡市西青山３丁目34番１号
破産者　沼田　千春
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１６５号
盛岡市上田堤２丁目５番３号
破産者　遠藤　秀信
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部